

一般社団法人日本育療学会 会則

第1条（名称） 本会は一般社団法人日本育療学会と称する。

第2条（事務所） 本会の事務所を、京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地 京都女子大学発達教育学部滝川国芳研究室に置く。

第3条（目的） 本会は、教育、医療、福祉、家族及び本会の目的に賛同する関係者の一体的な対応によって、病気や障害のある子どもの健全育成を図り、研究・研修を推進しその成果を普及する。

第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催及び研究会・研修会の実施
- 2) 学会誌及び図書等の刊行
- 3) 関連団体・機関との連携
- 4) 子どもの教育、医療、福祉等に関する調査研究及び知識の普及
- 5) ホームページ等による情報提供
- 6) その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第5条（会員） 会員の種別は次のとおりとする。

- 1) 正会員は、本会の目的に賛同し、別に定められた会費を納入した個人
- 2) 助会員は、本会の目的に賛同し、別に定められた会費を納入した個人又は団体

第6条（会費） 本会の年会費は次のとおりとする。

- 1) 正会員 7,000 円
- 2) 賛助会員 10,000 円

第7条（役員） 本会に次の役員を置く。

- 1) 理事 7名以上12名以内
- 2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち次のものを理事の互選により役員として置く。
 - 1) 理事長 1名
 - 2) 副理事長 2名以内

第8条（選任） 理事は、正会員の中から選任された者とする。また、特に理事長が必要と認められた者を理事として選任することができる。

2. 監事は、正会員の中から選任された者とする。

第9条（職務） 理事長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め指名された順位によってその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。
4. 監事は会計及び業務を監査する。なお、監事は理事及び事務局員を兼務できない。

第10条（任期）理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 理事長及び副理事長の任期は2年とし、連続2期を超えてはならない。

第11条（会議）本会の会議は、総会及び理事会とする。

第12条（総会）総会は年1回の開催として、正会員の3分の1以上の出席をもって成立し、事業、予算・決算、監査、役員を選任及び重要事項を審議する。

2. 総会の成立には、書面出席者も含める。

第13条（理事会）理事会は必要に応じて理事長が招集して、理事の半数以上の出席をもって成立し、総会に諮る事項及び業務の執行に関することを審議する。

第14条（事務局）本会の事務を処理するために事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3. 事務局長及び職員の任免は理事会が推薦し、理事長が行う。

4. 本会の目的を達成するため、必要に応じて事務局内に専門委員会を設置する。専門委員会の設置及び委員の選任は理事会で協議し、理事長が委嘱する。

第15条（名誉理事長及び顧問）本会に名誉理事長及び顧問を置くことができる。

2. 名誉理事長は、理事会の推薦により総会で承認を得て理事長が委嘱する。

3. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第16条（会計）本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第17条（会則の変更）会則の変更は総会に諮る。

附則

本会則は2019年5月22日から施行する。

本会則は2021年8月28日から施行する。